

第3期 東京都男女平等参画審議会

第6回総会 議事録

1 日 時

平成18年11月24日(金) 午後6時から7時30分まで

2 場 所

都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

3 会議次第

- (1) 答申に向けた検討
- (2) その他

4 出席委員(50音順)

鮎川一信委員、荒木葉子委員、有手勉委員(会長代理)、大沢真知子委員、古賀俊昭委員、後藤憲子委員、庄司洋子委員、高橋重郷委員、中山弘子委員、野上純子委員、福沢恵子委員、福原義春会長、藤井静男委員、宮本みち子委員、茂木洋委員、脇坂明委員、渡辺幸子委員

5 配布資料

男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について「中間のまとめ」に対する都民意見募集結果

6 議事録

午後 6 時00分開会

参事 お待たせいたしました。本日はお忙しい中、また夜間にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。時間となりましたので、これより東京都男女平等参画審議会第 6 回総会を開催させていただきます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告いたします。

ご出席予定の委員の方は17名で、現在14名の方がご出席でございます。東京都男女平等参画審議会運営要綱第 5 に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

進行につきましては福原会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

福原会長 ただいまのごあいさつのとおり、いつも夜になりまして誠に申し訳ございません。皆様の最大多数にお集まりいただける時間がここになってしまいましたので、今回もこの時間になりましたことをお許してください。

議事に入らせていただきます。今日の議事は、答申に向けた検討です。

前回の審議会でおまとめいただきました中間のまとめに対して、都民の皆様からのご意見を募集したわけです。それに対して多くのご意見が寄せられました。その結果について事務局から報告をいたしまして、その後、ご出席の皆様のご意見をいただきたいと存じております。

事務局から、都民意見の募集結果について、件数、内容を含めてご報告をお願いします。

参事 中間のまとめに対します都民の皆様からのご意見の募集結果をご説明させていただきます。お手元の資料をごらんください。お寄せいただきましたご意見の項目別の件数を表示してございます。

表の右下をごらんください。ご意見の合計は430件でございます。いろいろなご意見をこちらで分類整理いたしました。それぞれの項目ごとの件数につきましては、資料の該当する項目の欄をごらんください。意見の募集期間は平成18年10月25日から11月7日の2週間でございます。

項目のご指定がありましたご意見及び該当する項目が明確なご意見についてはそれぞれの項目に整理しましたが、中間のまとめの全体的な内容にかかわりますご意見等につきま

しては「『中間のまとめ』全般」として整理しております。国への要望、提言に関するご意見は、「国への提言について」の項目を設けて、最後の部分に整理しました。

1枚おめくりいただきまして、「【中間のまとめ】に対する意見の概要」の1ページ目をごらんください。いただきましたご意見の概要を、中間のまとめの内容順に記載しています。同趣旨の意見がある場合には、その件数を、それぞれの意見の最後に括弧書きで「同趣旨何件」と記載しております。ご意見の趣旨を踏まえまして、事務局でご意見を要約して記載しています。

各意見の概要を簡単に説明させていただきます。

「第1部 基本的考え方」についてのご意見ですが、27件ございました。

ご意見としましては、1、現在の景気動向を踏まえ、なぜ出生率が低いか、女性の再就職が困難か等検討すべきである。2、男女に限らず様々な格差はあり、処遇等に差が出てもしかたない。3、女性の参画の現状を一律に国際的な順位で比較するのは妥当でない。4、女性の参画が遅れている現状を把握しているが、原因の分析がない。5、働く女性の割合と少子化の関係についてきちんとした考察をするべきである。6、男女平等参画と少子化では、育児や家事の女性への負担などについての原因分析がない。7、個人や企業のあり方はあるが、行政のあり方について述べていない。8、固定的性別役割分業をなくすようにすべきである。9、専業主婦など就業しない女性の生き方を認めるべきである。10、働く人の均等待遇を前提として男女平等参画社会を実現していくべきである。11、ワークライフバランスというわかりにくいカタカナ表記はやめるべきである。12、ワークライフバランスの具体的なイメージを明らかにしてほしい。13、個人が働き方を見直そうとしても、企業の中でそれができない。14、チャレンジの機会にも恵まれない女性にはどのように支援を行うのか具体的に記述するべきである。15、チャレンジ支援では、子育てや介護をしながらも働き続けようとする女性を支援することが重要。16、新しい発想や多様な能力は男女ともにある。あえて「女性の」を強調する趣旨を明確にするべきである。17、女性の最大の任務は出産と育児である。再チャレンジの推進には賛成する。18、再チャレンジは、子育てや介護などの無償の労働の価値を認めない考えに基づくのではないか。以上のご意見がございました。

2ページをお開きください。「第2部 行動計画に盛り込むべき事項」「第1章 あらゆる分野への参画の促進」の「(1)働く場における男女平等参画の促進」の「均等な雇用機会の確保」です。これに関しましては11件ございました。

1、所定内給与の男女の比較について、同一労働における賃金格差なのか明確にするべきである。2、均等推進の具体的内容を明らかにしてほしい。3、産休や育児休業についてノーワーク・ノーペイがまだ多い。4、ポジティブ・アクションの実質的活用例を企業に知らせる等の方策により定着を図るべきである。5、基本的方向に「待遇」を含めるのは不適切である。6、積極的改善措置、事実上の格差の解消は結果平等につながるもので妥当でない。7、積極的改善措置の説明に、「結果の平等まで求めるものではない」とあるが、これが強調されるあまり男女差別がなくなるのではないか。以上のご意見がございました。

「多様な働き方を推進するための雇用環境整備」につきましては26件ございました。

1、パート・派遣労働者の雇用環境整備でなく、多様な働き方と括ってしまつては、労働待遇の劣悪さが伝わらない。不安定雇用の望ましくない部分を明記し、非正規労働者の「正社員との均衡待遇」「正社員への移行」などを盛り込んでほしい。2、若年層には、「正社員として適当な仕事が見つからなかった」人が多い。3、控除の範囲を超える働き方が決して損ではないことを積極的に知らせてほしい。4、雇用の不安定な労働者の多くは女性であり、正社員を望んでいる。5、男女ともに時間外労働、特にサービス残業の根絶のために必要な措置を講じるべきである。6、所得格差が著しいのは男女間よりも男性間である。7、正社員は社則に厳正に従わせるべきである。8、正社員か正社員以外の労働者であるかにかかわらず、職務・働き方に応じた公正な処遇を確保することは不可能である。9、企業に状況を改善させる具体的な取組を行うべきである。10、女性は妊娠・出産・育児などのために、やむを得ず多様な働き方を希望する場合もかなりある。このような女性への支援が必要である。以上でございます。

「起業家・自営業者への支援」に関しましては20件でございます。

1、具体的な女性経営者の支援策を示してほしい。2、自営業者・家族従業者の実態を把握するための調査を実施してほしい。3、起業等の経済的支援の仕組みをつくるべきである。4、女性起業家向け低利融資制度など資金面の援助をしてほしい。5、自営業者・家族従業者の労働条件を改善する具体的措置をとるべきである。6、企業やNPOを起こす人への支援は、性別にかかわらず必要なことではないか。7、国の第2次計画の中にある起業活動の実態把握を都でも実施してほしい。以上でございます。

「女性のチャレンジ支援」に関しましては12件ございました。

1、チャレンジという言葉は、一部の努力する人のみを対象とするニュアンスがあるた

め適切でない。2、具体的にどのようなことを都として支援するのかよくわからない。3、事業主に女性の採用枠を求めるべきである。4、出産後、有職者の55%が無職に転じたのは、自ら望んでか、そうせざるを得ないのか分析し記述すべきである。5、いったん離職することを前提とした再チャレンジでなく、出産・子育てで離職しなくていいシステムの構築こそ求められている。6、子育て女性の生活に即した具体的支援を行うべきである。7、実際の再チャレンジは、労働条件の悪いパートしかないのが現状。事業者の責任強調が必要である。8、再チャレンジはぜひ進めていただきたい。9、再チャレンジの経済的支援の仕組みをつくるべきである。10、再就職のための就労訓練を実施すべきである。11、家庭を再チャレンジの障害と捉えるような考え方は少子化対策に逆行する。12、主婦が果たしている役割などにほとんど触れていないのはなぜか。専業主婦が参画していないかのような印象を与え、問題である。以上でございます。

4ページをお開きください。「(2)社会・地域活動への参画促進」に関しましては9件でございます。

1、全般的に記述が抽象的である。2、審議会における女性の任用促進が記載されていない。3、地域組織に男女平等参画研修を義務づけるべきである。4、地域組織のリーダーの比率を男女偏らないように求めるべきである。5、社会・地域活動になくてはならない商店や町工場の役割が欠如している。6、現状の問題が不明なまま、あらゆる分野で男女を同数にするのは妥当でない。以上でございます。

「(3)仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」の「ワークライフバランスの実現」に関しましては14件でございます。

1、ワークライフバランスの意味についての具体的な説明が必要。2、ワークライフバランスとは何を指すのか意味不明。企業業績にプラスだから行うのではなく、男女が働き、自己実現する社会にするために何が必要かとの視点から提起すべき。3、仕事と家庭の両立は家庭単位でなされていれば十分である。4、女性活用の看板のもと、女性を酷使しないようにするべきである。5、労働時間短縮などを企業に働きかけるべきである。6、法定労働時間が守られればパート労働を選ぶ理由は下がる。7、現在の女性労働の問題は時間だけでなく、労働の内容である。8、都営住宅建設や家賃補助を都に求めることが必要。9、ワークライフバランスは企業等で実現できるのか。10、仕事以外の時間を能力開発にあてるのは、能力開発のための労働を強いるものである。11、「過度な長時間労働の解消」との表現は「長時間労働の解消」とすべきである。12、日本でワークライフバランスを実現

するためには、ヨーロッパのような施策を包括的に実施するとともに、思い切った展開をする必要がある。以上でございます。

「子育てに対する支援」に関しましては39件でございます。

1、乳幼児のときから保育園に預けることのデメリットなどについて実態を調査すべきである。2、「保育サービス」ではなく「保育」と呼ぶべきである。3、男性で育児・介護休業をとる人へのポジティブ・アクションをつくるべきである。4、男女ともに子育ての時間を確保できるよう、労働時間短縮に向けた積極的な取組を行うべきである。5、妊娠後だけでなく、その前段階におけるワークライフバランスが実現できる措置をとってほしい。6、子育てに悩んだり、虐待に至る親が生じるのは、核家族化、経済的格差などが原因である。7、認証保育所中心ではなく認可保育所の増設を図り、支援するべきである。8、認証保育所などの現在の保育サービスの水準を切り下げることがないように望む。9、延長保育、低年齢児保育などはそもそも人間性に欠ける施策である。少子化対策ならば、家庭内保育も保育園での保育にも平等に支出をすべきである。10、保育サービスを充実させるため、事業者等に対して財政的支援等を行うべきである。11、安心して子どもを産めるようにするため、安定した正規雇用を増やすべきである。12、子育てに当たっては、休業保障など様々な経済的支援が必要である。13、学童保育を充実させるための補助金増額などを行うべきである。14、都庁内特定事業主行動計画の推進、民間事業者への行動計画策定の進捗状況の把握、推進をするべきである。15、妊娠・出産・育児等が、働く上でのペナルティとならない仕組みを事業主に求めるべきである。16、大企業より中小企業のほうが出産後も働ける環境になっている。その部分に注目し、中小企業支援策を充実してほしい。以上でございます。

「介護・高齢者に対する支援」に関しましては4件でございます。

1、介護サービスの充実について具体的内容を明確にしてほしい。2、介護保険利用料の軽減策を望む。3、介護保険の財政的事情ではなく実態優先にするべきである。4、都立の養護老人ホームを民営化しないでほしい。以上でございます。

6ページをお開きください。「第2章 人権が尊重される社会の形成」でございます。

「人権に関すること全般」に関しまして10件ございました。

1、年齢差別の問題を載せるべきである。2、性差別的な報道等のチェックを実施する機関を設置すべきである。3、買春・援助交際・人身売買などの状況や対策に言及すべきである。4、「男性も女性も各人が」を「すべての人々」とし、性的マイノリティの

人々も包含するべきである。5、性的マイノリティ、婚外子などについての取組がない。
以上でございます。

「(1)男女平等参画を阻害する暴力への取組」「配偶者等からの暴力の防止」は11件で
ございました。

1、女性に対する暴力の根絶は社会全体で取り組むべき課題である。2、暴力の原因は、
生活の不安・不満などにある。生活の不安・不満を減らす対策が必要ではないか。
3、DVや性犯罪の要因として人権感覚の欠如がある。意識改革に力を入れる必要がある。
4、DV被害などの支援充実にウィメンズプラザが果たす役割は大きい。ウィメンズプラ
ザに関する予算を充実すべきである。5、民間支援団体の安定的運営に向けた財政的支
援・研修などを行うべきである。6、離婚したいがための虚偽の訴えが問題化しているた
め、きちんと調査すべきである。「民間団体との連携」とあるが、どういう団体と協力し
補助金を出すのが公表すべきである。7、被害者の子どものケアが特に重要な支援であ
る。また、被害者が駆け込みできる宿泊施設を増やしてほしい。8、子どものシェルター
を設置すべきである。9、相談体制、機能の充実を求める。10、DV当事者のその後の生
活再建に企業側の積極的な参加がほしい。以上でございます。

「性暴力・ストーカー等の防止」に関しましては5件でございます。

1、暴力沙汰について、表面のみで正否を決めるべきではない。2、性犯罪には厳罰で対
応すべきだが、男女の特性をなくさないようにするべきである。3、性暴力被害への緊急
対処システムをつくるべきである。4、被害者のメンタルケアのマニュアル等を策定、関
係機関に配布すべきである。5、ストーカーの訴えについて、被害者の意思を尊重し、速
やかな対応を徹底すべきである。以上でございます。

「セクシュアル・ハラスメントの防止」については11件ございました。

1、セクシュアル・ハラスメントによる疾病が労働災害に当たることを周知・啓発すべ
きである。2、とりあえずの対応として、当事者を引き離すなどの応急措置が求められる。
3、被害者のメンタルケアのマニュアル等を策定、事業主に配布すべきである。4、学校現
場の被害について速やかに対策・体制整備を行うべきである。5、学校等の教育機関にお
けるセクシュアル・ハラスメントについては、児童のその後のケアなどを充実してほしい。
6、有効な防止体制と加害者への再発防止の対策、及び人権尊重・男女平等の視点に立っ
た性教育を進めることが必要である。以上でございます。

「(2)生涯を通じた健康支援」に関しましては15件でございます。

1、各ステージでの性教育を充実させるべきである。2、性と生殖に関する学習を生涯可能にするために、地域、社会教育・医療機関などに学びの場をつくるべきである。3、上手な休養をとることができる人を増やすにあたって、事業主に責任を負わせることが必要である。4、氾濫する性情報の中で、実態に沿った性教育が行えるよう、科学的な知識を子どもたちに教えることが今求められている。5、「適切な」や「学習指導要領ののっとり」という部分は削除すべきである。6、性教育にきちんと学校で取り組めるようにすべきである。7、産婦人科・小児科が減っている現状を踏まえ、都の積極的支援が必要である。8、不妊治療費用の負担軽減を事実婚にも適用してほしい。9、女性特有のがんの検査を、節目検診の項目に無料で加えるべきである。10、母胎保護における生理休暇の重要性について指摘してほしい。11、メンタルな病気後の職場復帰のマニュアルを策定し、事業主に配布するべきである。以上でございます。

「(3)男女平等参画とメディア」に関しましては5件ございました。

1、「性別役割分業に基づくステレオタイプ」などの表現は不適切である。2、自主規制の過度な強調は、表現の自由との関係で問題がある。3、都庁内刊行物のチェックを行うべきである。4、知事をはじめとする全職員の意識改革を盛り込むべきである。5、救済機関の設置を提言してほしい。以上でございます。

8ページをお開きください。「第3章 男女平等参画を推進する社会づくり」の「社会づくりに関すること全般」に関しましては5件ございました。

1、「柔軟な社会の仕組みづくりを進める」という記述を書き改めるべきである。2、女性たちの努力や運動の歴史的経過について盛り込むべきである。3、女性差別撤廃条約や憲法の視点を見失わない方向での取組を要望する。以上でございます。

「(1)教育・学習の充実」に関しましては142件ございました。

1、「男女の違いを認めつつ」や「適正な」という表現は削除・修正すべきである。2、固定的性別役割分担意識を改革する必要性を盛り込むべきである。3、「固定的性別役割分担にとらわれずに」という表現はジェンダーフリーそのものである。日本人の伝統観念に立脚した教育に改めるべきである。4、男女平等とはどういう状態をさすのか定義が必要。5、「若いうちから」という表現はどの年齢層をさすのか疑問。6、「キャリアデザインとライフデザインの側面」等の意味が曖昧である。7、「望ましい勤労観・職業観の育成」という表現は削除・修正すべきである。8、「ジェンダーフリーという用語を使用して」という、国の第2次計画の引用部分については削除・修正すべきである。9、男女共同

参画社会の形成と、ジェンダーフリーの考え方を進めることとは明確な区分、けじめをつけるべきである。10、ジェンダーフリー教育はいけない。男女平等は当然のことだが、男と女は違う。11、男らしさと自分らしさは矛盾しない。12、女性差別撤廃条約、憲法などを踏まえた男女平等教育の推進を要望する。13、学校において、暴力の被害者・加害者にならないための学習を行うべきである。14、性教育を学校の全教育課程を通じて行うように位置づけるべきである。15、児童・生徒の置かれている現状などにかんがみ、科学的な知識を身に付けることができる性教育の充実が求められている。16、性教育は人間教育の一環であり、大人の家庭人になるための準備という視点を取り入れるべきである。17、「ライフスタイルに応じて」や「多様なニーズに対応した」という表現については修正してほしい。18、ワークライフバランスの観点を踏まえた学習を充実させる、という内容を盛り込むべきである。19、「能力に合った学習」という表現は修正してほしい。20、男女平等参画教育の推進は広く社会・都民全般に対して必要である。21、学習の場としての女性センター、生涯教育センター等を充実させるべきである。22、男女平等の視点から、教科書・各教科・名簿などについて見直し・検証を行い、具体的な実践を行うことを盛り込んでほしい。23、男女混合名簿の推進を図るべきである。24、今の高校生に、のびのびした女子、元気のない男子という傾向が見られるのは男女混合名簿の産物ではないか。25、男女平等教育のためにも、ゆっくり学び語り合えるカリキュラムにもどすべきである。26、教育改革、高校の多様化の下に、かえって進路を閉ざされる若者が多い現実を見据えてほしい。27、男性・女性にとらわれず、自分らしい進路が選択できる進路指導・学習が重要である。28、教職員への研修・情報提供を推進するべきである。29、教職員への研修・情報提供に、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等を入れてほしい。30、ポジティブ・アクションの採用により、女性教員の上位職を増員することを盛り込んでほしい。31、私立の中高一貫男子校では女性教職員ゼロの学校がかなりある。女性教員の比率を上げることについて、都からの指導を要請する。32、私学全体の教員代替制度の保障などを考えてほしい。33、私学における正しい男女平等教育についての学習・啓発の場を設けるなどの積極的支援を要請する。34、男女平等参画を進める会にNGOの女性代表を入れ、また公募してほしい。35、現行行動計画は基本的に妥当。目標達成のための努力をするべきである。以上でございます。

「(2)普及・広報の充実」の「情報・交流の推進」に関しましては1件ございました。

1、「情報提供」に、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等を入れてほしい。以上で

ございます。

10ページをお開きください。「社会制度・慣行の見直し」に関しましては3件ございました。

1、税制・社会保障などの世帯を対象とした社会制度については、家族が社会の最小単位という考え方を堅持してほしい。2、旧姓使用を認めることを都条例で定めることはできないか。3、婚外子差別に対する人権啓発を行うよう要望する。以上でございます。

「(3)推進体制」に関しましては4件ございました。

1、「都民の相談や申し出ができる体制」という表現を修正すべきである。2、男女平等参画を進める会の構成団体を公表、審査すべきである。3、男女平等参画を進める会に様々な団体が入ることができる枠組みを再度つくるべきである。4、計画策定の際に課題ごとの当事者ヒアリングを行ってほしい。以上でございます。

「『中間のまとめ』全般」に関しましては38件ございました。

1、家族の重要性、子どもの立場から考える視点が欠けている。2、男性としての役割、女性としての役割を尊重する社会が必要である。3、家庭の中で立派に働いている専業主婦の存在も認めるべき。専業主婦としての働き方、生き方を認める記述を入れてほしい。4、中間のまとめの男女平等参画の考え方は根本的に間違っており、ジェンダーフリーの考え方そのものである。5、ジェンダーとは、すべての人々が自分らしく生きられるようにしようとする事。男女ともに生きがいを持って働き、いきいきと生活できる社会をめざしていけるようにしてほしい。6、「多様な」の言葉のもと、現状がすべて肯定される危険はないか。7、少子化、虐待などを理由に、プライバシーや、多様な家族・家庭の選択を管理するような施策に陥らないでほしい。8、ジェンダーという言葉積極的に使用し、ジェンダーへの理解を広めるようにしてほしい。9、昔よりも女性の地位が下がっていると感じる。10、家事労働、育児・介護休業取得などへの男性の参画について、より強調されるべき。看護師、保育士などについても男性の進出を支援していく施策が求められる。11、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約などが行動計画の前提にあることを踏まえた内容にしてほしい。12、数値目標、到達点などを明確にし、実効性をはかるべきである。13、〈都に求める取組の方向〉の記述を実行レベルの記述にしてほしい。14、〈都民・事業者に求められる行動〉を、〈都民に求められる行動〉〈事業者に求められる行動〉のそれぞれに分けて記述してほしい。15、働く庶民女性の実情を踏まえて具体的提案をするべきである。16、基本的考え方の課題を都が受けとめ、実効ある施策を展開するよう求める。

17、自治体・企業の社会的責任を明確にするべきであり、ことによっては使用者側に罰則規定を設ける必要があるのではないかと。18、都民意見を公表し、公聴会を開催してほしい。19、男女平等に構成される評価機関を設置すること。20、行動計画を実行するための都の予算措置、事業者を誘導する税制などの措置が必要。21、民間企業の男女平等参画の進捗状況に関する評価基準の作成などを求める。22、独立した相談・監視機構をつくることを求める。23、都の物資購入の契約において男女平等が進んでいる企業を優先するべきである。24、都民の商品選択の基準の一つとして企業認証制度を創設してはどうか。以上でございます。

最後に、前回の総会で多くのご意見がございました「国への提言について」の都民意見をまとめて記載しております。意見は18件でございます。

1、正規職員の4分の3以上の勤務時間が厚生年金の加入の条件となっているが見直すことが必要。雇用保険の加入見直しを行い、非正規を対象とすることも大切。2、男女ともに安定的な収入を得られるよう、社会保障を派遣労働者やフリーターが継続的に得られるようにすべき。企業への指導を明記し、政府へ政策提起も行ってほしい。3、非正規の正規化について都からも要望すべきである。4、第3号被保険者であり続けるための就労調整、いわゆる「税制103万円の壁」と「年金130万円の壁」の問題について国に改善を求めるべき。5、専業主婦がほとんどである第3号被保険者については保険料を払うべき。6、男女共同参画社会基本法の理念から逸脱する所得税法第56条の撤廃を国に要望してほしい。7、選択的夫婦別姓法案の実現を希望する。8、女性差別撤廃条約選択議定書、ILOのパート条約などの早期批准、民法の改正、均等法再改正などについて国に要望してほしい。以上でございます。

雑駁でございますが、都民意見の概要についての説明は以上でございます。

福原会長 ありがとうございます。お聞きのように、かなりの量の都民意見でありまして、しかも、今回の中間まとめの全般にわたって事細かにご意見をいただいているわけです。

今、意見の概要を読み上げていただきましたが、ご覧のように、同趣旨が複数あるものもございますし、これらについてはそれなりの評価をしていかなければいけないと考えております。

必ずしも中間のまとめの中身そのものでないようなご意見もこの中に入っているわけですが、これらについてもこれからの取扱いを考えていかなければいけないと思っております。

す。

ここで委員の皆様方から、いまの事務局の説明に対しての質問があるかどうか、また、もう一つは、ただいまの都民の皆様からのご意見を踏まえて、委員の皆様から、ここで最終的なご意見をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。どなたからでも結構でございます。いかがでございますでしょうか。

藤井委員 質問ですが、今回のご意見を言ってきていただいた方についての分析はできているんですか。例えば年齢層とか性別等について。

参事 年齢につきましては、意見募集の際の記入事項にしておりますので、ほとんどの方が書かれていませんし、団体で出されている方もいらっしゃいますので、把握しておりません。性別につきましても、同様で明確ではございませんが、名前を見る限りで男性・女性という見方はいけないのかもしれませんが、名前で推測した範囲では、男性が1に対して女性が1.5ぐらいの割合かなと思っております。

藤井委員 記名でやったわけですね。

参事 意見募集のところにも「氏名を記入してお寄せください」と書いてございます。

藤井委員 第2部の「第3章 男女平等参画を推進する社会づくり」の中の「(1)教育・学習の充実」に意見が集中している感じがします。年齢的に少し上の方がこの部分についてご意見を述べていらっしゃるのかなという気がしたものですからお聞きしました。

福原会長 必ずしも年齢が上の方がお書きになっていることを推定する保証はございませんね。

ほかの方、いかがでしょうか。書き足りないというご指摘もありますし、こここのところが落ちているのではないかとご指摘もありますし、表現を直すべきというご指摘もありますので、これは後ほどまたお諮りしますが、もう一度起草委員会をやっていただいて、この扱いをどうするかをご検討いただきたいと思います。大沢委員、いかがですか。

大沢委員 いろんな意見を頂戴しました。同じ方向ではなく、多様な意見をいただきましたので、また検討をしてみたいと思っております。

福原会長 いまお話しのように、一方的な意見ではなくて、非常に進歩的な考えの方と、どちらかという伝統を重んじる考えの方と両方、かなりの数がそれぞれおられるように思いますので、これをどのように評価して、どのように取り入れるかという、我々の宿題が残っていると思っております。

脇坂委員 あと1回、起草委員会があるようですが、参加できないかもしれませんから、

今、考えを述べさせていただきます。僕が起草委員会でかかわったところを中心に話します。

ワークライフバランスの定義がないことが、前回の審議会でも、少し誤解を招く原因になったのではないかという感じがしますので、ここは何か説明をつけたほうが良いと思っています。イギリスの貿易産業省の定義がありますので、それも少し抽象的ではありますが、書いておいたほうが良いと思っています。

もう一つ、「多様な働き方」ということについて、ワークライフバランスと同じように、「多様な」を乱発して、現状を肯定するものではないかという意見が多く見られましたが、例えば多くの非正規労働者が、自らの希望ではなくやむなく働いている、データを一応示して、そうではないということを書いてあるんですが、そういうふうに思われるような雰囲気は全体としてあるのではないかと思っています。

一つの固定的な考え方として、非正規は悪い仕事で、全部フルタイムの正社員に移るのがいい方法なんだという抜きがいな考え方がありまして、これを、そうではないんだ、非正規で短時間の労働をしている人でも、その処遇をきちんと確保していく、それが多様な働き方である、ということで、その意味を明確にするためには、一番よかったのが短時間正社員という言葉の定義をきちんと書けばよかったかなと思っています。

もう一つ、現状容認ではないかと思われた理由は、前回の審議会でも問題になりましたように、国への働きかけについての記載が弱いことにもあるのではないかと思います。多様な働き方を邪魔しているのが社会保険の問題であったりする訳ですが、そこを強く書いてないので、どうしても現状容認のように見える。

本当はこの点が、多様な働き方を推進していく大きな社会変革であって、社会保険とかいろいろなものを全部変えないといけないんですね。

いわゆる非正規という人たちをフルタイム正社員にする方がむしろ多様な働き方を推進するより簡単なんですけど、それでは現状に合わないし、その方向を希望していない人が大半です。

そういうことで、この方が大変なんだということをもう少し強く書いて、国への要望についての記載を加えていった方が、現状容認の誤解をされることがなかったのではないかという反省がございますので、もし変えるとすれば、そういうところを強く書いたらいいのではないかと思っています。

福原会長 ありがとうございます。いま前段でお話しになりましたワークライフバラ

ンスについてですが、もう少し記述を丁寧にした方がいいんじゃないかと。

脇坂委員 各人の研究者でも機関でもいろいろなものがあり、定義付けはなかなか難しいのですが、公的なものとしては、イギリスの貿易産業省の定義がありますし、それを書いておいた方がよかったかなと。

福原会長 産形参事、よろしいでしょうか。

参事 はい。

福原会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

茂木委員 「都民意見の概要」の4ページ「(2)社会・地域活動への参画促進」の5番目に、「社会・地域活動になくてはならない商店や町工場の役割」ということが出ていますが、全般的に企業の役割というものが、求められている構造というところが比較的出てくるわけですが、地域という視点が少しあった方がいいかなという感じがしまして、商店街をベースにした地域活動にも触れる必要があるのではないかと考えております。

福原会長 ここでご提言になっていることを盛り込んだほうが良いということですか。

茂木委員 そう思います。

宮本委員 事実の確認ですが、8ページの(1)の3ですが、「国立社会保障・人口問題研究所の家庭動向調査で、『男は男らしく、女は女らしくとい考え方に国民の8割が賛成している。』」とあります。この数字が正しいかどうか、事務局で押さえていらっしゃるでしょうか。8割というのは事実誤認ではないかと思えます。

「男女別学推進の方針が進められている」という点については、そういう動きもあると思いますが、その趣旨等に関してはかなり深いいろいろな事情があるということで、このまま鵜呑みにすることはできないので、明らかにする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

福原会長 ありがとうございます。第3章の(1)の3の「固定的な役割分担にとらわれず…」というご意見の中に書かれている「国民の8割が賛成している」というデータは正しいのかどうかですね。

参事 確認していますので少々お待ちください。

福原会長 それでは、今のご指摘の事実を確認いたしまして、後日ご報告いたします。ほかにございませんでしょうか。

福沢委員、またお世話になるわけですが、いかがですか。

福沢委員 10ページの「社会制度・慣行の見直し」の1、「税制・社会保障・配偶者手当等の、世帯を対象とした社会制度については、家族が社会の最小単位という考え方を堅持すべきであり、これを見直しの対象にするのは、その観点から間違っている」というご意見がありますが、日本の税制は基本的には個人単位課税ですので、誤解に基づいて書かれているように私には思えます。

配偶者手当等が導入されていること、例えば夫の税金が、妻である配偶者の収入によって変わってくるというのは本来、個人単位課税では行われなければならないものが例外的に家族単位で行われていると考えるべきなので、「税制」というところがちょっとひっかかる表現です。むしろ配偶者手当等と書いていただいたほうがいいかもしれないです。

参事 都民意見の概要には、基本的には、出された方のご意見として表記しております。

福沢委員 そうですね。都民意見の記述を直すべきということではないのですが、答申に反映するのであれば注意しなければいけないと思います。

もう1点、8ページですが、これもご意見をそのまま表記しているということを理解した上であえて申し上げますが、8ページの「教育・学習の充実」の11番、「男らしさと自分らしさは矛盾しない」とか、4番、「男女平等を教える前に、男女平等とはどういう状態をさすのか定義が必要」などのご意見については、「らしさ」についての考え方が、ワークライフバランスにも通じる部分があるんですが、一体何を以て「らしさ」とするのが、発言された方は理解されているのでしょうかけれども、一般的なものとして通用しないと思います。ですから、これらの表現の使い方については慎重にすべきではないかと思えます。

参事 都民の方のご意見を、ご趣旨を尊重して、要約して記載していますので、答申に反映する際にはこういう点に配慮した方がよいというご意見として受けとめさせていただきます。

福原会長 野上委員、いかがでしょうか。

野上委員 8ページの「(1)教育・学習の充実」の8番で、中間のまとめの「『ジェンダーフリーという用語を使用して性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化をめざすこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定すること』のないよう配慮する必要もあります」という表現に対して、ジェンダーという言葉の誤解、事実の誤認等に基づく記述であるため削除・修正すべきであるという意見が40件あるんですが、ここのところはかなり議論を尽くしてきたところですので、私はこの本文はそのまま

までもいいのではないかと。

教育の現場では、教職員の意識と行動が子どもたちに大きな影響をもつということもありますので、本文は残してもよろしいのではないかと考えております。

福原会長 ありがとうございます。ここはこれまで本当に議論を尽くしたところでありまして、国の方針に基づいて書き直したという由来がありますので、今のようなご意見を踏まえて、起草委員会で最終的にご検討いただきます。

中山委員、いかがですか。

中山委員 都民意見をどう扱ったかについて、都民の方々にどのような形で説明していくのかを伺いたいと思います。パブリックコメントの結果については、今いろいろ議論して、皆様から意見を出していただいた上で、また起草委員会を行って、答申に反映していくことになると思いますが、これらの都民意見について、この審議会としてはこう判断しましたということ、事務局としてはどんな形でお知らせする予定でしょうか。

参事 事務局としては、一つ一つ個別にという訳にはいきませんが、ある程度まとめた形で、こういう形で審議会としては考えますとか、こういうふうにしましたという形のを、最終答申に載せてはどうかと考えております。この点も起草委員会でご議論いただくと思っていますが、このように考えております。

中山委員 私もそれがいいと思います。

福原会長 ご意見が非常に幅広くて、一つ一つ対応を記載しますと大変なことになりますので、本日の皆様のご意見を含めてもう一度だけ、起草委員の方々にお願いして、これをどのような扱いで入れて、中間まとめを最終答申にするかということをご検討いただくつもりでございます。ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

高橋(重)委員 2点ほど。

第一点目ですが、いろいろなご意見が出されていますが、その意見の中で、今回の基本的な考え方を整理するということとそぐわない意見、例えば、何々をなさいととか、こういう支援策を講じてくださいと、具体的に政策のことを述べられている意見が多々あるように見受けられます。

その辺りは起草委員会で識別して、基本的な考え方に反映されるものと、基本的な考え方への反映は難しいものを区別して整理をしていただきたいと思います。

もう一点は、2ページ目の「多様な働き方」のところですが、多様な働き方を認知して、

それを生かしていこうというスタンス、それはそれで非常に素晴らしいと思います。しかし、その際に、その背景にある社会保障とか雇用保障というものが、きちり読み取れるような書き方にする必要があると思いますが、今の中間のまとめでは、そのトーンが薄いような気がするんです。

そこをもう少しトーンを強めて起草委員会で検討していただくのがよいのではないかとということと、同時に、正規の短時間労働者について説明したかったというご趣旨の発言が先程ありましたが、その際に、正規の短時間労働者というイメージがつかみにくいところがありますので、起草委員会でそういう言葉を使われるとするなら、その概念をはっきりさせながら使われたらどうかと思います。

福原会長 ありがとうございます。基本的な考え方についてのパブリックコメントですので、パブリックコメントでも、基本的考え方に触れるものについて採用していくということでございます。お願いしてよければ、幾つかこの点だけは基本的な考え方を充実しておく誤解がないということがありましたら、後ほどで結構ですから、簡単なメモでも事務局にいただければと思います。

庄司委員、いかがですか。

庄司委員 都民意見には非常に参考になるものもありますが、私たちが起草委員にお願いしました上で私たちも加わって一応これでという理解をした考え方に、極めてそぐわないものは取り込みようがないということがあっても致し方ないと思っております。

言葉のあやというほどではないんですが、多様な働き方をどういう意味で打ち出したかということ、いま十分に多様な働き方が実現しているわけではないとか、現状にいろいろ問題があるという観点からこういう言葉を使っているのに、この言葉を使うと現状を認めてしまうことになるのではないかというようなやりとりが生じるというのは、どういう意味でこの表現を使っているかについて誤解されているのか、十分伝えきれていないか、ではないかと思えます。

起草委員会ではそういう観点からもう一度、いろいろなご意見の見直しをしていただけたらと思います。

福原会長 ありがとうございます。同じことを述べても、修文というか、文脈によって誤解が生じる、あるいは説得力がない、あるいは全く逆のことにとられるということがあるといことが、今回のパブリックコメントでかなりわかってきましたので、文章を少し直させていただくようお願いをしたいと思います。

後藤委員、お願いします。

後藤委員 いろいろなご意見があって、私もいただいた資料を読んでいたんですが、なかなか頭の中が整理できないなと思いつつ参りました。

第1部の基本的考え方のところ、めざすべき男女平等参画社会のあり方を掲げておりますので、その一番基本的な部分は生かしつつも、今回の考え方の底流にあるワークライフバランスの推進とか少子・高齢社会への対応のところを、もう少し丁寧に、これ以上書くべきかどうかについてはどうかと思いますが、理解していただけるように起草委員会でご検討いただけたらよいかと思っています。

福原会長 丁寧に書くかどうかは別として、誤解がないように書かなければいけないというところがありますね。ありがとうございます。

古賀委員、お願いできますか。

古賀委員 先にまとめていただいた中間のまとめを基本に、いま出されましたようなご意見、それから都民意見を踏まえたまとめを行っていただければいいのではないかと思います。

一つは、われわれが長く守ってきた伝統的な価値観は、きちんと評価するときは評価する、改めるものもあるでしょうけれども、そういう視点を見失ってはならないと思います。

案として示されました中間のまとめを基本にいくべきであろうと考えます。

福原会長 先ほどからたびたび申し上げているように、確かに案は案でございます、そのようなご意見をもとに、誤解されるようなところはできるだけ誤解されないような表現にする。足りないものはさらに補うようにするということだと思っております。

荒木委員、いかがでしょうか。

荒木委員 ワークライフバランスという言葉は大変難しいなということを日々実感しております。

もう一つ、多様な働き方というのも非常に難しく、短時間労働と、どれだけの長さ働くかという二つの軸が必要かなと思っております。

企業にとってのロイヤリティも大事な問題で、短時間短期間という社員ばかりになりますと、企業としても長期的な戦略が極めて立ちにくくなりますし、多様な働き方というのは一言で言うと簡単ですが、様々な税制とか賃金のことを考えると非常に複雑化してくる側面を持っています。

契約という考え方をもう少しきちんと根付かせることが大事だと思いますし、私は産業

医をしていますので、健康を害してまで働くことが非常に気になってたまらないのです。

メンタル、身体、リプロダクティブヘルスもだいが壊れてきているという印象がありますので、働くことと生きることのバランスをとることも、一人ひとりのエンパワーメントを強めないといけない。弱肉強食になっておりまして、我が身を削ってでも働く、潰れて初めて自分の生き様を考える、という悲しい現状を日々思っておりますので、その辺りが盛り込まれるといいと思っているんですが、具体的にどういう文言にしたらいいのか見当がつかないでおります。

コントラクトを明確にすること、評価や能力を最大限にすることは男女ともにとっても大事なことです。また、弱い者がネットワークを張って闘えるといいですか、いま労働組合の機能がどんどん下がっておりまして、働く人たちがわが身を守るシステムが壊れていると痛感しておりますので、組合を強くしろというのもちょっと違うような気がしますが、労働者自身がスクラムを組むという観念がとても弱くなっているのです、それがまた社会をやさしくないものになっているような気がしてならないのです。

表現が大変雑駁で申し訳ないのですが、危機感が私の中にありまして、このままだと人間が壊れていってしまう、これを何とかして防御しないと、男も女も潰れてしまうし、やわらかい、やさしい社会が損なわれていると思っています。

福原会長 ありがとうございます。個人的には私も大変共感できるお話でありまして、全体として、いま荒木委員の指摘されたようなことが感じられるようになるかどうかというのを、ぜひ起草委員会の方々にもお願いしようと思っております。

鮎川委員、いかがでしょうか。

鮎川委員 教育・学習の充実についてご意見が非常に多かったのは、ジェンダーフリーという言葉に反応があった面もあると思いますが、次世代を担って行く子どもたちに対する教育・学習が非常に大切だということだと思います。私もそういう関心を持って、この会に出させていただいたところがありますが、教育という分野については、この場でその内容をひねることが非常に難しいということで、抽象的な言葉で終わってしまうのは多少やむを得ないと思っておりますが、これだけの意見が出るということにおいて、今後、教育を考える際に、意見としてどこかで生かせるようなことができれば一番いいのではないかと考えています。

DVとかセクシュアル・ハラスメントについては、これまで東京都が施策を行ってきた分野であることもあって、それほど突っ込んだ議論をしなかった感じがしますが、まだま

だ性暴力への対策が整っていないといった意見も出ていますので、その辺りをもう少し工夫できたらと思っています。

また何かありましたら意見を出したいと思います。

福原会長 メモでもいただければと思っております。

教育等については、高橋重郷委員がおっしゃったことと同じになりますが、ここでは基本的な考え方を述べるための議論をしていただいているわけで、それに説得力があれば、現場でいろいろなことをフォローしていただけるものになるのではないかと感じておりますので、ご理解いただきたいと思います。

DVについては書き加えることが必要なのか、書き加えられるのかどうかということについて、これも起草委員会でご検討いただくようにいたします。

渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 6ページの「人権に関すること全般」の3についてですが、夏頃に、中間まとめ(案)についていろいろ意見を出すようにという宿題をいただきましたので、そのときに人身売買の問題、特に日本の中には日本国籍以外の女性も働いている、あるいは住んでいる、そういうときの人権の問題について少し触れた方がいいのではないのでしょうかという意見を出させていただきました。

その結果として、本文の29ページの「第2章 人権が尊重される社会の形成」のところに国籍のことが入っていたので、今回の答申では、メリハリのある提言をしようという中では、このくらいの書き方になるのかなと思って一応納得しておりました。

しかし、今回のパブリックコメントの中に、改めて、6ページの「人権に関すること全般」のところに、3人の方から同趣旨3件という形でご意見があったのを見たときに、私は援助交際のことは頭になくて、むしろそのほかのことが頭にあったんですが、10代の妊娠あるいは中絶などによって、自分自身の生命を粗末にする、新しい生命も粗末にする状況は、まさにその人の人間が壊れる一つの事例にもなっているということを考えまして、自分としてはこのご意見のような案がいいと思いました。残念ながらまとまっていないんですが、起草委員会でもう一度、この辺りについても人権のところでご検討いただけたらと思ひまして、意見として申し上げさせていただきたいと存じます。

福原会長 有手起草委員長に宿題としてお願いしておきます。

ほかの委員で、具体的な記述についてのお考えが、もしまとまりましたら、メモでもファクスでもメールでもいただけると、皆さん検討しやすいと思いますので、よろしくお願

いします。

一渡り皆さんにご意見をいただいたわけですが、他に、これが足りなかったということがございますでしょうか。

有手起草委員長に所感をお願いいたします。

有手会長代理 今日もいろいろなご意見をいただきました。今日の会議の内容を整理し、起草委員会に宿題が出た項目も整理した上で、一つひとつどういう形で最後のまとめに持っていくか、起草委員の先生方のお知恵をかりながらやっていきたいと思っております。

いずれにしても、大変難しい問題を網羅的に、しかも印象づけて説明をすることは大変ですし、聞く方もそれぞれの価値観があり、人生経験もいろいろ多様でありますので、みんなが納得する答申ができるかわかりませんが、時間の限られた中でベストを尽くしたいと思っています。

皆さんの前では発言しづらいと思っておられる委員の方は、後でメモなりを出していただければ大変ありがたく思います。どうぞよろしくお願いします。

福原会長 ありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。

一渡りご意見もいただきましたし、検討の素材になる都民の皆様のご意見は非常に充実したものだと考えておりますので、意見募集結果と、ただいまいただきました皆様のご意見をもとに整理をいたしまして、もう一回だけ起草委員会において最終検討をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、有手起草委員長、起草委員の皆様大変申し訳ないんですが、起草委員会で最終の答申案を作成していただきたいと思っております。

次回12月22日は第7回総会でございます。今日まで既に6回、皆様にお集まりいただき、お集まりいただいた以外にも、ご意見をいただいたりメモをいただいたりしたわけですが、12月22日の第7回で答申を決定して知事にお渡しする予定でありますが、よろしゅうございましょうか。

ご欠席の委員の方々にも、もうすでに意見募集結果をお送りしてございますし、先程申し上げたことをご連絡いたしまして、ご欠席の方々からも、ご意見をメールでもファクスでもお送りいただくようにしたいと思っております。

皆様よろしければ、本日の議題は終了いたしましたので、これで第6回の総会を終わらせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

参事 次回は12月22日、6時からですのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様からのご意見ですが、起草委員会の日程もございますので、お忙しいところ恐縮でございますが、できれば今月中に、ファクスでもメールでも結構ですので、ご意見をいただければと思っております。

これについてはご欠席の委員の皆様にもお伝えしたいと思っております。

また、先ほどの宮本委員からのご指摘でございますが、わかり次第メールでお送りしますのでよろしく願いいたします。

福原会長 それでは、確認をよろしく願いします。

ありがとうございました。それでは、第6回総会は閉会させていただきます。

午後7時30分閉会